

## 学生による授業評価結果を有効に活かすための 個別支援型 FD のあり方に関する検討<sup>†</sup>

森田健宏

MORITA Takehiro

学生による授業評価アンケートが多くの大学で実施されるようになったが、その結果を授業改善にどのように活かすべきか、様々な検討が行われている。その一方で、大学の中では学生による授業評価に消極的であったり、疑問を呈する教員も依然として存在する。この問題を解決し、教育改善につなげていくことを促すためには、制度論的な正当性による論駁だけでなく、感情レベルの問題であってもきちんと受け止められる様々なフォローアップ体制が必要であると考えられる。そこで本論では、個別支援型フォローアップの方法の1つとして、FD カウンセラー&アドバイザー制度による取り組みの可能性について検討している。ただし、この取り組みは全ての教員に適用されることを目的としておらず、様々な特性を有する教員の中で、この手法によって解決される可能性があるということを想定したものである。

キーワード：FDの義務化 授業評価 潜在意識 授業改善 個別支援型FD

### 1. はじめに

大学及び短期大学設置基準の改正（2008年4月1日施行）により、第11条の3に「短期大学は、当該短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする」と明記され、いわゆる「FDの義務化」が示された。その結果、「大学の教育内容等に関わる改革状況について」（文部科学省高等教育局大学振興課、2008年6月3日発表）によれば、FDを制度的に取り入れている大学は86%となっており、着実に増加傾向にあることが見受けられる。

その中でも、FDの取り組みとして最も多く実施されている内容が「学生による授業評価アンケート」であると思われる。この「学生による授業評価制度」についてはいくつかの由来が示されており、米谷（2007）によれば、1つにはロンドン大学・大学教授法研究部が1982年に作成したFDハンドブック「大学教授法入

門」に示された手法であるとされており、既にこの時代から(1)学生アンケート方式、(2)オブザーバーの活用、(3)ビデオ撮影による検討などの手法が考えられていたという。また、一方では、1960年代にアメリカで先駆的に進められたという記述もあり、安岡（2005）によれば「そもそもの出発点は、大学側や教授団が無制限に行使してきた権限に対して、授業料を支払っている学生の消費者としての権利をもっと認めるべきことからであった。導入してみると教員の勤務状態を判断するのにも有効であったため、約20年前からは教育評価としての資料としても用いられるようになった」（前述の米谷論文より引用）という説も示されている。

一方、日本における授業評価アンケートの実施は、1974年に国際基督教大学が最初とされており、以降、多摩大学、慶應義塾大学、東海大学などが先鋭的に取り組んだという記録がある。現在では、学生による授業評価の結果を授業改善に反映させる組織的な取り組みについて「制度的に取り組んでいる」という大学は

52%であり、アンケート実施に対して結果をどう反映させるのかについては模索状況にある大学が未だ多いと思われる。その例として、文部科学省の2006年度調査から次のような取り組みが紹介されている。「学生の授業評価結果を大学教育センターで分析し、FDシンポジウムレポートとして発表し、学内専用サーバーで閲覧可能となっている。また、その結果を次年度の授業改善につなげている（茨城大学）」、「学生の授業評価結果を高等教育センターで分析し、評価の高かった教員は、セミナー等で講演を開催している。また、評価結果を授業担当教員に送付し、学内PCでも公開し、授業改善にフィードバックしている（大阪府立大学）」、「各期ごとの学生による授業評価結果を授業担当教員に送付し、改善案等を提出させ、各学科長、授業開発センターが分析し、報告書を学内サーバーに登録し公表している。また、授業評価結果が一定水準に満たない教員に対しては、学長、授業開発センター長から改善を依頼している（大同工業大学）」

なお、本学FD委員会では、2006年の本格導入時までにこの問題について検討しており、(1)授業評価アンケートの項目に即した活用マニュアルの作成と配布、(2)授業評価結果に対する教員のコメントを付記した形での評価結果のWeb公開など、具体的かつ直接的な反映手法を導入させている。その他、細部については、偶数段階評定による中心化傾向の排除、自由記述のテキストデータ化による匿名性保持など、結果の明確性や信頼性の向上を高める配慮を行っている。このように、他機関での先例を多岐にわたり分析した結果を基に、後発ながら確実性を高めた評価システムを構築している。

ところで、ここまで授業評価結果が前向きに受け入れられることだけを想定した運用体制について記述してきたが、今日の学生による授業評価アンケートの問題点は、実際のところ個々の教員の取り組みに対する意識差、あるいは個々の改善取り組みへの支援体制の不足ではないかと思われる。この点について松谷・平井・佐竹・桑折(2005)は、学生による授業評価によってどの程度授業の改善が促進されているかはよく分からないのが現状で、評価結果を受けて授業方法の改善を行った教員も多い一方、評価結果をさほど重く受け止めていない教員がいることを指摘している。また、

渡辺(2005)は、授業評価制の導入に対して抵抗する個々の意見やパターンはおおよそ共通しており、「a.真面目に勉強もしない学生に、教える人間の評価など不可能である」「b.狭隘な施設などを放置したまま、評価だけを厳しくする事は問題」「c.学生の態度も合わせて評価すべきである」「d.評価によって、教える側の「創造性」や「個性」が抑圧される」「e.大道芸人の様に面白がらせる授業が、真の大学の授業とは言えない」「f.教員の人事管理の資料として悪用されないか、目的を明確にして実施せよ」「g.第三者が実施しなければ意味がない。結果の提示も分かりづらい」などに分類されることが紹介されている。この典型例にも見られるように、導入にあたっては、どの大学でも少なからず教授陣の抵抗を受けることがFDに関する研究会や関連学会で数多く報告される。このことについて、山形大学高等教育企画研究センターの小田隆治教授は講演の中で、「授業評価に対する不満意見の1つに、当方をよく知らない学生に評価されることに疑問があるというものがあるが、『では、あなたは国会議員選挙の時、立候補者をどこまで熟知して投票されるのか?』と問い返せば、同義であることは理解され、学生の理解程度にかかわらず評価を甘んじて受けなければならないことは理解される」という説明をしている。上記の渡辺(2005)に示される意見例についても、個々について客観的に考えれば同様の正当性が説明できることは言うまでもない。

しかしながら、この問題の本質は表層レベルの正当・不当論ではなく、もう少し潜在的なレベルでの問題、すなわち個人の感情やプライド、当事者の抱く教師としての生き方そのものに関わるところに及んでいる場合もあると考える。もちろん、教育をいわゆる“仕事”として割り切って考えられる教員ならば、これまで種々のFD活動の根拠として示している制度論や正当性に基づく主張が最優先とされるべきことは理解できるであろう。ところが、「明確に反対意志を示す群」であればまだしも、それよりも対応が難しいとされる「反対意志を示さずにFD活動に参加しない群」や「形骸的参加を自認する群」については、必要性や正当性による論駁だけで積極的参加を促すことは無理であると思われる。すなわち、彼らはFDの必要性や意義についての論旨は十分に知りつつも、容認しがたい、ある

いは不快であるという感情レベルに基づいた判断や行動をとりがちであるため、内的不一致の状態でのFDの必要性に関する主張を受け止めていると考えられる。そのため、今後、学生による授業評価を積極的に活用する手法を考えるにあたり、これまであまり着手されてこなかった潜在的なレベルへの対応についても検討が必要であると思われる。率直に言えば、“授業評価結果に腹を立てたり、傷つく教員は集団の中に存在するという事は事実あり、しかもこの問題に運用者側が誠意を持って対応しようという取り組みは、ほとんど見られない”ということである。例えば、全ての学生が授業評価に誠意を持って回答するという保証はどこにもないため、中には自由記述を見ても、「うざい」「だるい」などという短絡的なコメントがあって、これにまじめな教員が失望感を覚えたというケースも現実にある。これを「取るに足らないもので無視すればいい」と運用者側は解説することになるであろうが、実際この記述を突きつけられた教員にとっては、その記述内容が意識から消えることはなく、まさに“トラウマ”ともなりかねない。これに対し、さらに「大人なんだから、プロなんだから」というドライな対応を運用者側が重ねれば、さらに病的に悩みが深まる可能性も否定できない。事実、文部科学省の調査によれば、平成19年度1年間で病気休職した公立学校教員は全国で8069人おり、このうち、鬱病やパニック障害、統合失調症といった精神疾患を理由に休職した教員が、病気休職者全体で占める割合は61.9%であると報告されており、比較的精神的に強靱であるといわれる大学教員であっても同様のことは考えられる。そこで、様々なフォローアップ体制が考えられる中、このような支援に関してもPL法同様に運用者責任として検討すべきではないかと考える。

そこで本論では、上記の問題を解決する方法を考えるために、学生による授業評価制度に対する個々の教員へのフォローアップ体制のあり方について他学の事例について調査し、本学での取り組み可能性について検討したい。

## 2. 他学におけるフォローアップ体制の検討

他学のFD活動に関する情報のうち、web上で公開さ

れている内容をもとに、学生による授業評価アンケートと、何らかの形で個人支援型のFD活動に取り組んでいるケースについて調査した。ただし、取り上げた事例が、授業評価アンケートと個人支援活動が連続性、因果性を持つものとは限らないこと、しかしながら、後者の活動が授業評価結果に対する個々の教員へのフォローアップとして寄与すると考えられるものを特に選び出している。

### <事例1>

#### ・「授業改善クリニック」(山形大学)

山形大学のFD活動の中心を担う高等教育研究企画センターは、(1)企画マネジメント部門、(2)FD・授業支援クリニック部門、(3)教育評価分析部門、(4)学外連携推進部門の4部門で組織されており、そのうち個別支援型FDは(2)FD・授業支援クリニック部門でプロジェクトチームを組成して運用されている。

具体的な内容としては、

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 授業診断</li> <li>2) 個別授業改善プログラムの策定</li> <li>3) 個別授業改善プログラムの実施</li> <li>4) 評価点検</li> <li>5) 見直し</li> </ol> |
|--|

の5過程からなっており、特に、「個別授業改善プログラムの策定」にあたっては、A. 科目設計の見直し、B. 「ミニ公開授業と検討会」の実施(授業の撮影とその分析を含む)、C. 「ミニ授業改善アンケート」の実施、D. 個別に作成した「ティーチング・チップス」の提示と参考図書を紹介、E. ベスト・ティーチャー級の授業の参観、F. 受講生とのFD懇談会という多岐にわたる内容を組み合わせて策定するところに優れた特色がある。また、この大学では「ベストティーチャー賞」を創設して優れた教育実践を表彰する制度を設けている。これを個別授業改善プログラムでは公開授業を参観して学ぶというように、事業間の連動性が見られる点も見習うべき点が多い。

また、山形大学は学内のみならず、地域における大学間連携によるFDの中心的役割を果たしてきており、現在では、東日本41の大学、短期大学、高等専門学校で協同的にFDを推進していく組織「FDネットワーク“つばさ”」が展開され、その中でも派遣事業として「授業改善クリニック」が運用されているという。

(担当者への取材に基づく)

<事例2>「授業コンサルテーション」(徳島大学)

徳島大学では大学開放実践センターが主体となり、全学FD推進プログラムの一環として、2005年度より「授業コンサルテーション」を実施している。年間数回に分けて実施されており、2006年度は対象者は8名であったという。主な対象は、新しく授業を持つ教員で個々の教員の実情に沿った具体的で日常的なFDをめざしている。

具体的な流れとして以下のように示されていた。

- |                                      |
|--------------------------------------|
| 1. FD基礎プログラム参加者の授業への参観・VTR撮影・学生アンケート |
| ↓                                    |
| 2. 授業記録作成・学生アンケート整理                  |
| ↓                                    |
| 3. 授業研究会(発表・VTR視聴・議論)                |
| ↓                                    |
| 授業の把握、改善、授業技術の共有化                    |

具体的な手続きとして、まず、センター教員とFDマネージャーが、各教員の授業を参観し、簡単なメモ(授業まとめ、時間経過、特筆すべき発言や出来事)をとりつつ、授業をVTRに収める。授業終了時には、学生へのアンケート(その日の授業で何を学んだかということと、授業に関する先生へのメッセージについて)を実施する。さらに時間があれば、教員に授業に関する簡単なインタビューをおこなう。

その後、VTRをもとに、センター教員が詳細な授業記録を作成し、それと平行して授業の主要部分の映像を編集し、DVDを作成する。授業記録は、時系列に沿って授業の展開過程(まとめ、何が話されているか、学生との相互作用、板書など)がわかるように作成する。DVDは授業の展開が分かるように、各まとめから数分間の映像を抽出し、合計で20分強になるようまとめる。さらに、授業より数週間後、授業記録やDVD、学生アンケート結果をもとにした「授業研究会」を開催する。そこでは、様々な部局からの参加者を交えて、授業改善の知恵を出し合ったり、また授業からいろいろなことを学び合うことをめざす、というように具体的かつ教育実践に系統性を意識させるように寄り添った形の支援を行っている。(HPの記述を引用)

なお、同様の取り組みは、「コンサルティング」(愛媛大学)、「個別対応型FD」(長崎大学)等にも見られる。

以上の2例から既に運用されている有益な事例を伺うことができた。そこで本学においてもこのような運用体制のもと授業評価結果を前向きに活かせるように検討すべきだと思われる。

しかし、先例のように長期にわたり学生による授業評価アンケートを実施し、教員間でその有用性の理解や解釈可能な範囲を十分に理解できている大学の場合、結果を冷静かつ客観的に受け止めることができ、個人支援型FDへの直接展開が可能になると思われるが、授業評価制度の導入から十分に時間が経過していない場合、個人の評価結果を経年的に読み解く経験がないため、やはり受容が難しいケースがあるのではないかとと思われる。

そのため、早期に個別支援型FDを導入するためには、先例の手法に加え、受容のあり方をも含めた支援体制が必要になるのではないかとと思われる。

### 3. 今後必要と考えられるフォローアップ体制

そこで、上記の先例をふまえつつ、本学で必要かつ実現可能なフォローアップ体制について考えてみたい。

これまでに本学で取り組まれている授業評価結果に対する教員へのフォローアップ手段としては「授業評価活用ハンドブック」がある。これは、既に多くの大学でtips集として取り組まれているものに属するが、本学の場合、授業評価アンケートの各項目に直接対応させて「低いと感じた場合」「高いと感じた場合」それぞれアドバイスや配慮事項を示している。もちろん、授業評価データについては項目間比較や総合的な見方など様々な見方が必要ではあるが、ユーザ本位で考えると個々に気になった項目に対応できるよう記述している点で利用しうる内容ではないかと考える。

しかしながら、メディア媒体を頼りにするだけでなく、対話によるコミュニケーションを通して、具体的な改善方法を考えるよう導くことがより効果的であることは、他学の実践事例からみても明らかである。そこで、この具体的な取り組みを実現するために以下の内容が望ましいと考える

(1) 授業評価制度に対する考え方や結果の受容に関する調査研究

これは「現段階で全ての教員が授業評価を肯定的に教育改善意識に向けられるとは限らない」という前提のもと、授業評価制度そのものに対する考え方、実施や運用に対する考え方、評価と日常の授業実践に関わる意識、結果に対する受け止め方、注視するポイント、受容のプロセスなど、様々な観点から調査を行い、具体的かつ現実的な問題を見出すと共に、前向きに利用できるための要因とその因果関係の構造などを検討するというものである。とりわけ、授業評価結果に対する前向きな受け止めが可能になるためには、意識構造や受容過程などの解明が不可欠であると思われる。このことについて直接的な関連はないが、ショック事象に対する感情プロセスについて考えると、エリザベス・キューブラー・ロス (1969) による否認、怒り、取引、抑鬱、受容という「死の受容過程」説は有名であるが、同義ではないにせよ、調査結果を基に評価結果を受容する過程をある程度想定して個別支援に役立てることもフォローアップ体制を考える上で必要であると思われる。

(2) FDカウンセラー&アドバイザー制度の設置

これは授業評価アンケートの結果に対する様々な考えや想い、悩みなどについて相談する窓口を一元化させて、相談機会や個別改善支援を制度的に設けるといものである。前述の通り、結果に対して感情レベルでの悩みを抱く対象は、初期段階ではかなり想定される。よって、相談の始まりが「怒り」や「悲壮感」であることをも考慮に入れて対応にあたる必要がある。そのため、即「専門的アドバイザー」ではなく、まず「カウンセラー」なのである。これまで多くのケースの場合、前向きに改善を目指そうと思いついたところを出発点とされているが、苦情であれ、腹立ちであれ、感情レベルの露呈をも1つのチャンスと考え、これを出発点とする発想があっても良いと思われる。

そのため、FDカウンセラーとして担当する教員は当然ながら教育方法論などの専門的知識のみならず、カウンセリングマインドをきちんと有し、相談スキルについて相応のトレーニングを積んだ者が望まれる。

その上で、前向きな改善意識が醸成された場合に、

具体的な改善計画を協同的に検討した上で、FDアドバイザーにつながることが望ましいと考える。この場合、改善の検討内容に応じて、次の3系統のFDアドバイザーを想定している。

- ・ 実現しようとする教育内容が内外の法的に適切であるかの助言と支援 (Regulations Adviser)  
 <対象となる分野> 教育法規、教育原理 等
- ・ 実現しようとする教育内容を適切に伝えるための工夫に関する助言と支援 (Technical Adviser)  
 <対象となる分野> 教育工学、教育方法学 等
- ・ 青年期の知的特性や情緒、志向性など心理的特性に関する助言と支援 (Psychological Adviser)  
 <対象となる分野> 教育心理学、臨床心理学

そこでFDカウンセラーの役割は、必ずしも感情レベルの問題解決にとどまることだけを想定するものではなく、上記の専門的支援をコーディネートする役割も担うことが望ましいと考える。また、アドバイザーはカウンセラー及び支援対象者の検討内容について外部からの専門的助言を行うものとして常任委員制ではなく登録制とした方が協力体制を構築しやすいと考える。

このようにカウンセラーとアドバイザーという役割の分化を想定する以上、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」に示されるファカルティ・ディベロッパーとは若干異なるものではあると思われるが、現実に即した内容ではないかと考えている。

ただし、本制度のうち、特にネガティブな意味でのFDカウンセラーについては全ての教員に利用促進すべきものとは考えておらず、このようなシステムを利用せずとも、日頃から非公式な場や交流で悩みや問題点を話し合うことができるのであれば、それに越したことはない。あくまでも、そのような交流や自己開示が難しい対象に用意されるべきものと考えている。例えば、非常勤講師のような場合、日常的に教育に関する悩みなどを相談したり、問題意識を共有できる場を得ることは難しいようで、中には、「職能の低さを露呈するようで、なかなか他の先生に打ち明けられるものではない」という話を聞くこともある。もちろん、本学では学科レベルで年間に数回の常勤・非常勤を交えた教員の懇話会を設けることはあるが、いわゆる本音交流が実現できる場を目的にはしていないと思われる。よって、個人支援のニーズのある教員、あるいは授業

評価結果について感情レベルで前向きに受け入れることが難しい教員が存在した場合に“駆け込み寺的に”機能すべきものであり、ただし、その門はいつでも開いていることが望ましいということを付記しておきたい。

#### 4. 引用文献・参考文献

- 大塚雄作 (2007) 学生による授業評価の現状と課題  
京都大学授業評価ワークショップ議事録より.
- 米谷淳 (2007) 学生による授業評価についての実践的研究 「大学評価・学位研究」(独立行政法人大学評価・学位授与機構), 5, 123-134.
- 松谷満・平井松午・佐竹昌之・桑折範彦 (2005) 全学共通教育の現状と課題 -学生による授業評価アンケート調査の分析から- 「大学教育研究ジャーナル」(徳島大学大学開放実践センター) 2, 13-25.
- 安岡高志 (2005) 学習の質・量を充実させるために  
大阪大学大学院工学研究科原子力工学専攻編『学びに成功する「よい授業」とはなにか。』大阪大学出版会 111-127.
- 渡辺勇一 (2001) 学生による授業評価をどう見るか  
「生物科学」(日本生物科学者協会) 52, 4, 209-216.

<謝辞>本論文の執筆にあたり、有益な助言や情報を与えてくださった山形大学高等教育研究企画センターの杉原真晃先生、長崎大学大学教育機能開発センター岡田佳子先生に感謝申し上げます。

#### ピアスーパーバイザーからのコメント

本学における「学生による授業評価アンケート」もほぼ定着した感があるが、評価結果をどう活かすかという点については、まだまだ検討の余地があり、今後議論を重ねていかなければならないという思いが強かったが、これからの議論に有益な方向性を示す優れた内容の論文である。特に、評価結果やアンケートそのものに対する感情レベルでの反応については案外気づかず見逃されやすい部分ではあるが、大変貴重な要素であるだけに、その部分をも視野に入れたフォローアップ体制についての考察は本学にとっても大いに役立つ知見であると言えよう。(担当：小林伸雄)